

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
無人航空機の飛行検証役務	作 成	令和5年2月15日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部情報部

1 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、無人航空機の飛行検証役務（以下「本役務」という。）について規定する。

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 本役務は、無人航空機の飛行検証に必要な技術的事項に関する支援を実施する。
- 本役務は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 役務内容

- 長距離の洋上飛行が可能な無人航空機の貸付及び同器材の飛行操作（機体の整備等含む。）
- 無人航空機における地上又は洋上目標の撮影及び撮影画像・映像等の提供

2.3 実施場所

静岡県静岡市（富士川飛行場）及び静岡沖南方海域

2.4 実施時期

令和5年3月27日（月）から同年3月31日（金）の期間のいずれか1日

2.5 機能・性能等

2.5.1 一般的事項

無人航空機の機能は、この仕様書による。

2.5.2 機 能

- 300km以上の往復飛行が可能かつ目視外においても常に自己位置を把握できるものとする。
- 上空2000～2500mから昼・夜間において地上又は洋上の目標が撮影可能であり、撮影した目標の位置座標がリアルタイムに把握できるとともに、撮影画像等の提供ができるものとする。
- 撮影した映像を動画としてリアルタイムに配信又は共有が可能なものとする。

2.6 技術的事項

契約の相手方は、官側の指示を受け、無人航空機の準備、離発着及び運航操作等の技術支援を行うものとする。この際、技術支援に必要な器材等の準備は、契約相手方が行うものとする。

2.7 輸送費等

本役務に掛かる物品及び人員の往復の送料等は契約相手方が負担するものとする。

3 保 守

官側の責に追わないものは契約相手方の負担で修理するものとする。

4 品質保証

監査及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 情報の保全

- 契約相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成13年管装第6186号）」に基づき、所要の届出などを実施するものとする。
- 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- 契約の相手側は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号）（以下「訓令」という。）に基づき、業務の実施に際して直接、

間接を問わず知り得た秘密に関する事項については秘密の保全を行うものとする。

6 その他の指示

6.1 飛行に必要な申請等

契約の相手方は、官側の指定する実施場所及び時期における無人航空機の飛行にあたり、飛行に必要な国交省、総務省等への各種申請等について、実施時期までに申請手続き等を完了させるものとする。

6.2 飛行ができなかった場合の対応

契約の相手方に起因する事情によって相手方が契約を履行し得なかった場合、本契約に係る一切の負担は相手方が負担するものとし、その他の事情による場合は、別途協議するものとする。

6.3 飛行に伴う損害等への対応

契約の相手方が、本契約及びこれに付随する業務において、第三者に対して損害を与えた場合、契約の相手方が責任を負うものとする。

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書についての疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

7 連絡調整先

- a) 陸上自衛隊西部方面総監部情報部情報課 情報幹部 田中1尉と連絡・調整し、指示を受ける。
- b) 連絡先：096-368-5111（内線2331）